

国立大学法人山口大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会が行う業績の実績に関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で、増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成17年12月1日から給与を0.3%引き下げ改定、12月期
賞与を0.025月分増額改定

理事

平成17年12月1日から給与を0.3%引き下げ改定、12月期
賞与を0.025月分増額改定

理事(非常勤)

無

監事

平成17年12月1日から給与を0.3%引き下げ改定、12月期
賞与を0.025月分増額改定

監事(非常勤)

無

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	19,279	13,736	5,515	28 (通勤手当)		
理事 (4人)	62,602	44,461	17,851	290 (通勤手当)		3月31日 退任1名
理事 (非常勤) (1人)	2,160	2,160	0	0 ()		
監事 (1人)	13,373	9,384	3,767	222 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	1,920	1,920	0	0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A						該当者なし
理事B						該当者なし
理事A (非常勤)						該当者なし
理事B (非常勤)						該当者なし
監事A						該当者なし
監事B						該当者なし
監事A (非常勤)						該当者なし
監事B (非常勤)						該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において中長期的な人事計画を定め、全学的に適切な人件費管理を行う。
 教員については、平成17年度から仮定員を3%ずつ減じ、その1%を効率化減に、1%を教育・研究の充実・拡充に、1%を戦略的重点配分に充当する方針で人件費管理を行う。
 管理業務部門については、定年退職者の継続雇用の状況、本学の人員構成、業務改善等による人員削減等を総合的に検討しながら人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条において準用される独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、業務の実績及び国家公務員の給与水準等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるよう定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
 職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給、特別昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定をおこなっている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇格)	勤務成績、職務能力等の総合的な評価により、上位の級に昇格させることができる。
俸給 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、上位の号俸に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日前6ヶ月以内の勤務期間及び勤務成績に応じて定める成績率に基づき支給する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- 平成17年12月1日から俸給月額を0.3%引下げ改定、12月期勤勉手当を0.025月分増額改定。
- 平成17年12月1日から配偶者に係る扶養手当を13,500円から13,000円に引下げ改定。
- 平成17年12月1日から初任給調整手当を引下げ改定。
- 研修医に対し、臨床研修手当を措置(月額70,000円)
- 前期日程試験と後期日程試験の問題作成及び採点業務に対して、入学試験手当を措置。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,700	43.7	7,044	5,081	53	1,963
事務・技術	354	44.4	5,774	4,213	82	1,561
教育職種 (大学教員)	799	47.1	8,773	6,273	47	2,500
医療職種 (病院看護師)	373	37.1	4,979	3,630	35	1,349
医療職種 (病院医療技術職員)	69	39.2	5,213	3,798	33	1,415
教育職種 (附属高校教員)	26	41.9	7,337	5,392	62	1,945
教育職種 (附属義務教育 学校教員)	67	39.7	6,765	4,986	80	1,779
技能・労務職種	12	48.3	5,026	3,667	48	1,359

注1:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

注2:「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	26	40.1	3,929	2,832	48	1,097
事務・技術	15	44.1	3,335	2,421	65	914
教育職種 (大学教員)	4	53	7,439	5,202	38	2,237
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	7	24.2	3,194	2,356	17	838

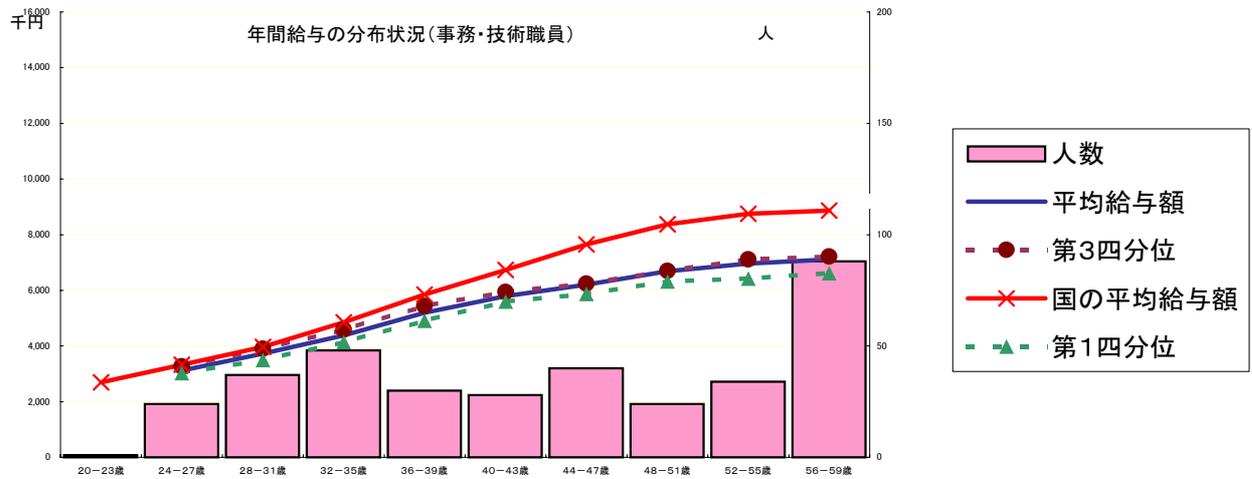
注1: 常勤職員については、在学職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため省略した

注3: 「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



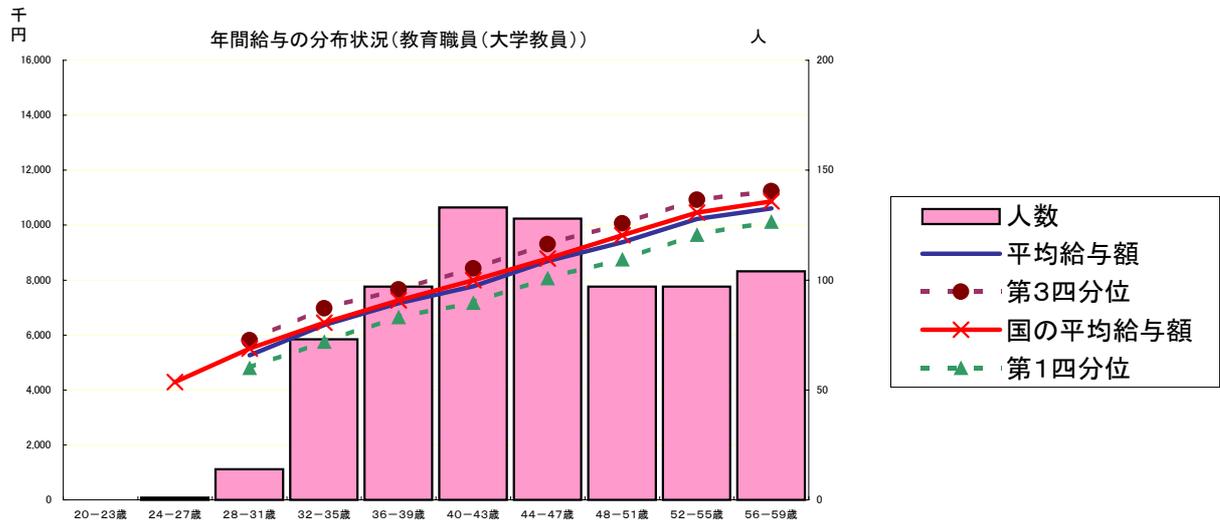
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:20-23歳の年齢階層については該当者が2人以下のため第1第3分位折れ線及び平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位 (課長 ・係員)	23	55.5	7,584	8,770	8,178	4,130	8,770
	85	29.9	3,255	4,130	3,682	4,130	4,130

(教育職員(大学教員))

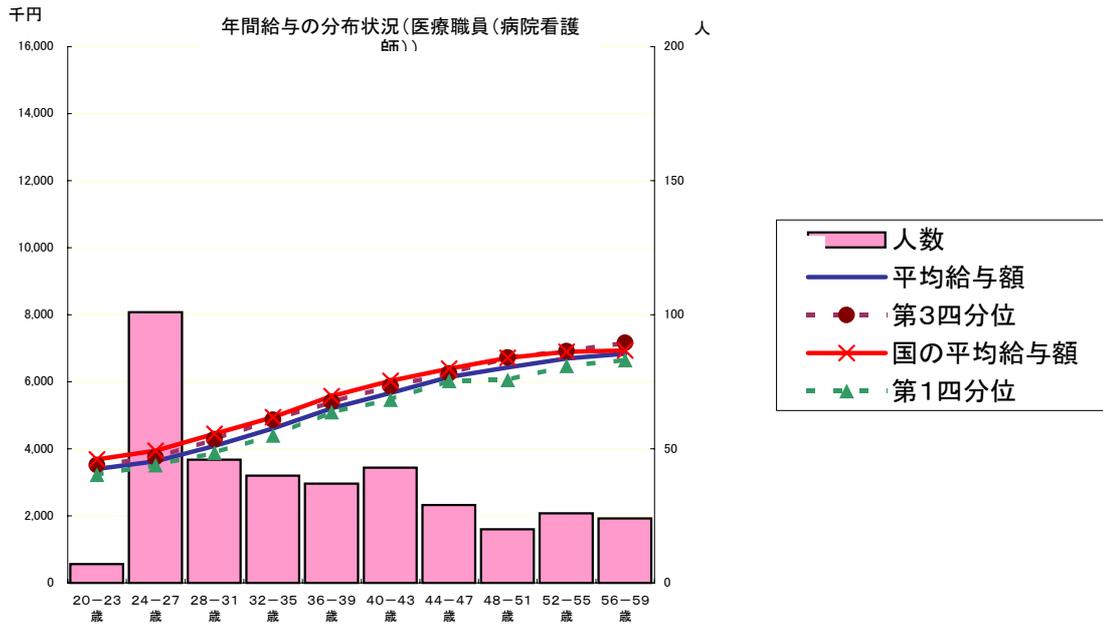


注1:24-27歳の年齢階層については該当者が2人以下のため第1第3分位折れ線及び平均額を示す点を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位 (教授 ・助教授)	326	54.3	9,804	11,027	10,444	8,750	11,027
	245	43.8	7,707	8,750	8,208	8,750	8,750

(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 (看護師長 看護師)	25	54.7	6,830	7,139	6,975	7,139	7,139
	290	33.3	3,678	5,288	4,485	5,288	5,288

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	補佐, 専門員 係長	課長, 事務長 補佐, 専門員
人員 (割合)	人 354	人 34 (9.6%)	人 71 (20.1%)	人 158 (44.6%)	人 50 (14.1%)	人 23 (6.5%)
年齢(最高 ～最低)		歳 31～23	歳 38～28	歳 59～33	歳 59～48	歳 59～44
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 2,624～1,920	千円 3,684～2,581	千円 5,028～3,178	千円 5,981～4,708	千円 6,223～4,708
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 3,476～2,628	千円 4,894～3,497	千円 6,808～4,409	千円 8,187～6,617	千円 8,281～6,660

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長, 事務長	部長, 次長	局長 部長, 次長	局長	局長
人員 (割合)	人	人 12 (3.4%)	人 4 (1.1%)	人 2 (0.6%)	人 0 (0.0%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59～44	歳 59～55	歳 ～	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 7,271～5,888	千円 8,443～7,369	千円 ～	千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 9,785～8,154	千円 11,437～9,910	千円 ～	千円 ～	千円 ～

注:8級における該当者が2人以下のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務員	助手	講師	助教授	教授	教授
人員 (割合)	人 799	人 6 (0.8%)	人 131 (16.4%)	人 91 (11.4%)	人 245 (30.7%)	人 326 (40.8%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59～31	歳 61～26	歳 61～30	歳 62～32	歳 62～40	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 4,488～3,092	千円 5,799～2,870	千円 7,436～3,989	千円 7,207～4,227	千円 9,904～5,676	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 6,240～4,258	千円 7,688～3,952	千円 9,984～5,643	千円 10,037～5,777	千円 13,989～8,009	千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長 副看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 373	人 1 (0.3%)	人 290 (77.7%)	人 53 (14.2%)	人 26 (7.0%)	人 3 (0.8%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳 59～22	歳 59～37	歳 59～37	歳 59～53	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	千円 4,660～2,245	千円 5,184～3,969	千円 5,192～3,876	千円 5,868～5,036	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	千円 6,504～3,073	千円 7,212～5,672	千円 7,415～5,626	千円 7,918～7,193	千円

注:1級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.3	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.7	% 34.7
	最高～最低	% 45.9～31.8	% 43.4～29.8	% 43.2～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.6	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.4	% 32.5
	最高～最低	% 40.4～30.9	% 37.9～28.8	% 35.8～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.3	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.7	% 32.8
	最高～最低	% 42.9～31.9	% 39.8～29.8	% 41.2～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.3	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.7	% 32.7
	最高～最低	% 42.5～31.4	% 43.2～26.0	% 40.9～29.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.5	68	66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.5	32	33.2
	最高～最低	40.4～31.4	37.9～29.4	39.1～30.9

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.6

対他の国立大学法人等

96.1

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.9

対他の国立大学法人等

96.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

94.2

対他の国立大学法人等

96.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

医療職員(病院看護師)の昨年公表した指数は、年間給与額に特殊勤務手当が含まれていたため数値が高くでている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 14,282,536	千円 14,313,946	千円 (%) △ 31,410 (△ 0.2)	千円 (%) △ 31,410 (△ 0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 1,785,001	千円 1,553,832	千円 (%) 231,169 (14.9)	千円 (%) 231,169 (14.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,468,806	千円 2,195,761	千円 (%) 273,045 (12.4)	千円 (%) 273,045 (12.4)
福利厚生費 (D)	千円 2,071,356	千円 2,014,756	千円 (%) 56,600 (2.8)	千円 (%) 56,600 (2.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 20,607,700	千円 20,078,297	千円 (%) 529,403 (2.6)	千円 (%) 529,403 (2.6)

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減要因の分析

ア) 給与、報酬等支給総額(△31,410千円)

- ・年齢構成の若年化(特に病院看護師)
- ・退職者の後任補充がすぐに出来ない場合、空白期間が生じる。

イ) 最広義人件費(529,403千円)

- ・退職者増による退職手当の増額
- ・任期付雇用職員及び外部資金による雇用職員の増加

②行政改革の重要方針の取組み状況

ア) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに4%の人件費削減を図る。

具体的な取組みについては、今後、人件費管理計画を策定した上で実施していく予定である。

イ) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額 14,282,526千円 人件費予算相当額 14,762,928千円

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし